

# 白河市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月22日条例第3号

## (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第8条において「令」という。）で使用する用語の例による。

## (個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）第7条第2号エに掲げる情報とする。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第6条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、法第84条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「白河市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年白河市条例第3号）第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

(費用負担)

第8条 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第9条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(個人情報保護審査会への諮問)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、白河市情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年白河市条例第4号）第1条に規定する白河市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(白河市個人情報保護条例の廃止)

第2条 白河市個人情報保護条例(平成17年白河市条例第20号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(白河市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第6条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(2) この条例の施行前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が同項の指定管理者に行わせる公の施設の管理に従事していた者

2 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第7条の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第12条、第21条第1項若しくは第2項又は第26条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 第1項各号に掲げる者又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（白河市自治基本条例の一部改正）

第4条 白河市自治基本条例（平成25年白河市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、別に条例で定めるところにより」を削る。

（白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第5条 白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年白河市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「白河市個人情報保護条例（平成17年白河市条例第20号）第6条第4項の規定により準用する同条第1項から第3項までに規定する受託等に伴う措置等を遵守し」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき」に改める。

（白河市債権管理条例の一部改正）

第6条 白河市債権管理条例（令和元年白河市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「白河市個人情報保護条例（平成17年白河市条例第20号）第2条第1号に規定する実施機関」を「白河市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年白河市条例第3号）第2条第1項に規定する実施機関及び議会」に改める。